

意見書(要旨)

米価の下落に歯止めをかけ、農家の経営安定を求める意見書

政府は、来年度以降の戸別所得補償政策に先立つ「米戸別所得補償モデル事業」「水田利活用自給力向上事業」を4月からスタートさせたところである。所得補償が実施されることにより、「価格破壊」や「買いたたき」が行われるとの懸念が広がっており、価格を守る政策が基本に据えられることが求められている。

2009年度産米を中心とした米流通は深刻な停滞を来しており、このまま新米の収穫期に入ると大変な事態となることが予想される。

よって、政府は、米価の下落に歯止めをかけ、価格と需給を安定させるため、米の価格保証と所得補償を、再生産を保障する水準に充実させ、政府が米の需給と価格に責任を持つなどの対策を、緊急にとられるよう強く要望する。

以上、内閣総理大臣、各担当大臣あてに提出しました。

12月市議会定例会のお知らせ

12月定例会の予定は次のとおりです。

【場 所】市役所5階議場または各委員会室

【時 間】午前9時から

【日 程】<12月定例会>

12月 1日(水)開会、議案の説明

8日(水)市政に対する一般質問

9日(木)市政に対する一般質問

10日(金)市政に対する一般質問

14日(火)議案の審査(常任委員会)

24日(金)委員長報告～採決、閉会

あなたも議会を傍聴してみませんか。

当日、市役所5階の議会事務局で受付をします。

足の不自由な方、妊婦の方なども段差解消機を利用し傍聴席へ入れます。

赤外線補聴システム、段差解消機をご利用の際には、議会事務局へ声をおかけください。



段差解消機



赤外線補聴器

市議会への請願、陳情について

市政についての様々な要望や意見は、「請願」「陳情」として、文書で市議会に提出することができます。請願には、1人以上の議員の紹介が必要です。

定例会開会日の8日前までに提出していただければ、請願は、定例会で議題とし、陳情は、議会運営委員会でその取り扱いを協議します。なお、軽易な案件(郵送による陳情など)については議長判断で処理することとなっております。

請願(陳情)書には、請願(陳情)者の住所、氏名(法人及び団体は、その事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)を記載し、押印してください。

詳細については、袋井市議会事務局にお問い合わせください。

NO.28

市議会だより

〒437-8666 袋井市新屋1丁目1番地の1
TEL(0538)44-3143(直通) FAX(0538)44-3148
ホームページ <http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>
メールアドレス gikai@city.fukuroi.shizuoka.jp
発行/静岡県袋井市議会
発行日/平成22年10月15日

9月定例会は120名の皆様に傍聴していただきました。最近では本会議をインターネット中継やCATVでご覧になる皆様も多く、また、市議会HPへのアクセス件数も昨年度は9,782件もありました。

市議会だよりも、今後さらに内容を充実させ、読みやすく親しまれる紙面作りに努めてまいります。

編集後記